

平成31年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第5号

平成31年3月11日(月)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(13名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
10番	高橋壽一君	11番	石川秀雄君
12番	千葉勇治君	13番	吉田茂美君
14番	石川良彦君		

欠席議員(1名)

9番 高橋重信君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	教育長	鹿野	毅君
参事	残間	俊典君	総務課長	浅野	辰夫君
企画財政課長	熊谷	有司君	まちづくり推進課長	伊藤	義継君
税務課長	武藤	弘子君	町民課長	遠藤	努君
保健福祉課長	千葉	伸吾君	農政商工課長	伊藤	長治君
地域整備課長	三浦	光君	会計管理者	鎌田	光一君
学校教育課長	斎藤	雅彦君	社会教育課長	千葉	昭君
代表監査委員	雫石	顕君			

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第5号

平成31年3月11日（月曜日） 午前10時開議

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第19号 平成31年度大郷町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第20号 平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第21号 平成31年度大郷町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第22号 平成31年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第23号 平成31年度大郷町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第24号 平成31年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第25号 平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第26号 平成31年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第27号 平成31年度大郷町水道事業会計予算 |
-

本日の会議に付した案件

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第19号 平成31年度大郷町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第20号 平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第21号 平成31年度大郷町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第22号 平成31年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第23号 平成31年度大郷町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第24号 平成31年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第25号 平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第26号 平成31年度大郷町宅地分譲事業特別会計予 |

算

日程第10 議案第27号 平成31年度大郷町水道事業会計予算

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、1番赤間茂幸議員及び2番大友三男議員を指名いたします。

日程第2 議案第19号 平成31年度大郷町一般会計予算

日程第3 議案第20号 平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 平成31年度大郷町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第22号 平成31年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第23号 平成31年度大郷町下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第24号 平成31年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第25号 平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算

日程第9 議案第26号 平成31年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

日程第10 議案第27号 平成31年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第19号 平成31年度大郷町一般会計予算、日程第3、議案第20号 平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第21号 平成31年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第22号 平成31年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第23号 平成31年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第7、議案第24号 平成31年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第8、議案第25号 平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計

予算、日程第9、議案第26号 平成31年度大郷町宅地分譲事業特別会計
予算、日程第10、議案第27号 平成31年度大郷町水道事業会計予算を一
括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第19号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） おはようございます。

それでは、議案第19号についての提案理由の説明を申し上げます。

予算書2ページをごらんください。

議案第19号 平成31年度大郷町一般会計予算。

平成31年度大郷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億9800万円と定
める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1
表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務
を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表
債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地
方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第
3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入
れの最高額は7億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の
各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共
済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内
でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、平成31年度の予算の概略について御説明をいたします。

予算の総額は45億9800万円で、前年比1億8600万円の減となり、前年度を下回る予算となりました。

これにつきましては、昨年度施工しました町道東成田長福寺線舗装補修工事の完了、大松沢地区への農業法人の立地に伴う水道管支管設置工事補助の終了などにより減となったことが主な要因でございます。

平成31年度におきましては、大郷町合併65周年、町制施行60周年に当たり、各種記念事業を実施します。また、継続事業である高崎団地町営住宅建設工事、町道土橋明ヶ沢線道路改良工事、生活道路鶴野線並びに畑ノ中前畑線道路改良工事、不動前橋ほか1橋の修繕工事、保育園、幼稚園空調設備改修工事、大郷小学校スクールバスロータリー舗装工事、子育て支援策として学校給食費の無償化事業、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業として地域おこし協力隊の事業及び定住促進事業補助、移住支援事業補助、産学官連携等の地方創生事業などを計上したところでございます

歳入面ですが、まず町税関係としまして、個人町民税、法人町民税、固定資産税並びに軽自動車税で増加が見込まれることから、当初予算ベースの伸び率は前年比3.7%となっております。

次に、交付金関係です。平成31年度の国の地方財政対策において、一般財源の総額が62.7兆円と前年比1.0%の増とされておりまして、内訳としては、地方税、地方譲与税並びに地方交付税の増が見込まれ、そのうち地方交付税は全国ベースで前年比1.1%の増額とするものとなっておりますが、本町では町税の増が見込まれることから、前年比2122万1000円の減の13億4323万7000円を計上したところでございます。

財源措置といたしましては、平成31年度においても、ハード事業について関係する国・県支出金を計上したほか、裏負担としましての地方債及び公共施設整備基金繰り入れの措置を講じております。

また、歳入につきましては、不確定要素があることから、財政調整基金等からの繰り入れにより収支均衡を図っており、基金繰入金は前年比1億9711万8000円の増の5億7989万6000円を、また町債につきましては2460万円減の3億1030万円を計上し、財源調整を図っているものでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する子育て支援及び定住促進事業等につきましては、前年同様、未来づくり基金を充当しております。

概要につきましては以上でございます。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を説明いたします。

まず、歳入でございます。

第1款町税では、合計で10億6850万2000円、前年比3781万2000円の率にしまして3.7%の増となっております。所得の増や業績の回復により個人町民税・法人町民税の増が予想され、また、太陽光発電施設の増加などによる固定資産税の増収が見込まれることから、増額予算を計上したものでございます。

うち、第1項町民税は3億1947万7000円で、前年比780万2000円の増でございます。個人並びに法人分ともに増となったものでございます。

第2項固定資産税は6億3948万4000円で、前年比3166万1000円の増となっております。

第3項軽自動車税は2800万6000円で、前年比86万6000円の増となっております。

第4項町たばこ税7948万2000円は、前年比239万5000円の減となっております。

第5項入湯税205万3000円。前年比12万2000円の減となっております。

第2款地方譲与税4200万1000円で、前年比4.5%の減となっております。

うち、第1項地方揮発油譲与税は1200万円で、前年同額でございます。

第2項自動車重量譲与税は3000万円で、前年比200万円の減となっております。

第3項地方道路譲与税は1000円です。科目計上のみでございます。

第3款利子割交付金第1項、同じでございます。61万8000円。前年比24万4000円の減となっております。県の見込みによるもので、以下の交付金も同じでございます。

第4款配当割交付金第1項同じでございます。253万1000円で、前年比108万5000円の増でございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項同じで225万円。139万1000円の増となっております。

第6款地方消費税交付金第1項同じで1億5300万円で、前年比300万円の増となっております。

4ページです。

第7款ゴルフ場利用税交付金第1項同じで5900万円。前年同額でございます。ゴルフ場利用税につきましては廃止の議論のある中、昨年11月のゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の要請活動などにより、

平成31年度の廃止は見送られたものでございます。

第8款自動車取得税交付金第1項同じでございまして680万4000円です。前年比657万1000円の減となっております。

第9款環境性能割交付金第1項同じで245万5000円で、今年度新たに新設されたものでございます。これにつきましては、消費税及び地方消費税の引き上げに合わせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、燃費性能のすぐれた自動車や先進安全技術搭載車の普及を図ることを目的とし、この恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税の見直しや国税からの税源移譲により確保されることとなるために新設されたものでございます。

第10款地方特例交付金第1項同じでございまして160万円。前年同額です。

これ以降、環境性能割交付金が新たに新設された以降、昨年度より1款ずつ、ずれていきますので御了承いただきたいと思います。

第11款地方交付税第1項地方交付税13億4323万7000円、内訳としまして普通交付税は12億6000万円で前年比2000万円の減となっております。特別交付税8000万円。前年との同額計上でございます。震災復興特別交付税323万7000円で、前年比122万1000円の減となっております。放射性汚染処理事業費の補助裏分の2分の1をこちらに計上しておるものでございます。

第12款交通安全対策特別交付金第1項同じで80万円。前年同額の計上でございます。

第13款分担金及び負担金2530万4000円。前年比99万9000円の減です。

第1項負担金は2530万4000円で、保育所及び放課後児童クラブ保育料が主なものでございます。

第14款使用料及び手数料7662万5000円。前年比409万4000円の減となっております。

うち、第1項使用料は5460万6000円で、住民バス使用料、町営住宅使用料、幼稚園保育料などでございます。

第2項手数料は2201万9000円で、戸籍諸証明手数料、廃棄物搬入手数料などでございます。

第15款国庫支出金は4億4069万9000円で、前年比2521万5000円、率にして6.1%の増となっております。

第1項国庫負担金は1億9937万2000円で、児童手当、障害福祉サービス費負担金などの民生費負担金でございます。

第2項国庫補助金は2億3137万1000円で、子ども・子育て支援交付金、前川地区圃場整備に伴う地形図作成に伴う農山漁村地域整備交付金、町道改良、橋梁補修、公営住宅整備に係る社会資本整備総合交付金が主なものでございます。

第3項委託金は995万6000円で、基礎年金事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金が主なものでございます。

次ページをお開きください。

第16款県支出金は2億4455万3000円で、前年比2億7380万9000円、率にして52.8%の減となっております。

第1項県負担金は1億864万4000円です。国民健康保険保険基盤安定負担金、児童手当負担金、障害福祉サービス費負担金が主なものでございます。

第2項県補助金は1億855万円です。心身障害者等の医療費助成、子ども・子育て支援交付金、子どものための教育・保育給付費補助金、多面的機能支払交付金、農地中間管理機構集積協力金、市町村振興総合補助金が主なものでございます。

第3項委託金は2735万9000円です。個人県民税徴収取扱費委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金、県議会・参議院議員選挙執行経費が主なものでございます。

第17款財産収入1406万5000円で、ほぼ前年同額でございます。

うち、第1項財産運用収入は1406万2000円で、町有財産貸付収入及び各種基金の利子収入でございます。

第2項財産売払収入は3000円で、科目計上でございます。

第18款寄附金第1項寄附金3043万5000円です。前年比956万6000円の減で、率にして23.9%の減となっております。ふるさと納税に関する寄附金、消防費寄附金が主なものでございまして、ふるさと納税につきましては、昨年は年末キャンペーンを実施しましたが、返礼割合を国の基準に従った内容にすることなどによりまして、減額を見込んだものでございます。

第19款繰入金は5億9063万2000円、前年比9733万3000円の増、率にして19.7%の増となっております。

第1項基金繰入金は5億7989万4000円で、ハード事業に関する裏負担財源及び一般財源について、財政調整基金などから繰り入れるものでございます。

第2項特別会計繰入金は1073万8000円です。高崎団地の土地売払収入

分を宅地分譲事業特別会計から繰り入れるものなどがございます。

第20款繰越金第1項繰越金は4000万円で、前年同額でございます。
次ページです。

第21款諸収入1億4258万9000円で、前年比1121万9000円の減、率にして7.3%の減でございます。

うち、第1項延滞金加算金及び過料は5万円、町税延滞金で前年同額の計上でございます。

第2項町預金利子は1万5000円で、普通預金運用利子で前年比1万円の減となっております。

第3項貸付金元利収入は4136万9000円で、奨学資金、未来づくり事業、災害援護資金、地域総合整備資金などの各貸付金の約定返済金でございます。ふるさと融資資金について、1施設が昨年度で完済したことにより、減額となるものがございます。

第4項受託事業収入は308万9000円です。後期高齢者健診受託事業収入及び農地中間管理事業事務委託費でございます。

第5項雑入は5366万6000円で、各種検診自己負担金、保育園電気料収入などがございます。

第6項ポートピア事業交付金は2900万円で、前年比300万円の増収を見込んでおります。第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1540万円。こちらは36万円の減収を見込んでおります。

第22款町債第1項町債は3億1030万円で、前年比2460万円、率にして7.3%の減となっております。土木債につきましては、道路改良工事に関する公共事業等債2730万円、橋梁修繕工事850万円、公営住宅建設事業債1億3040万円、臨時財政対策債は1億1600万円でございます。農業債につきましては不來内排水機場機能保全事業に関する一般補助施設整備事業債940万円、前川地区圃場整備地形図作成に関する公共事業等債1870万円となっております。

歳入合計45億9800万円でございます。

次に、歳出について御説明いたします。7ページをお開きください。

第1款議会費第1項議会費9841万7000円で、前年比192万6000円の増となっております。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料が主なものでございます。議場音響設備等の更新並びに議会のウェブ配信用映像加工業務の増などにより増額となったものがございます。

第2款総務費は7億8688万7000円で、前年比8975万2000円の減となっております。

うち、第1項総務管理費は6億5457万5000円につきましては、総務部門の職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、住民バス運行費、ふれあい号運行費、交通防災対策費、夏祭り事業費などに係るものでございます。婚活支援等婚活事業費の創設、中型バス購入に伴う住民バス運行費並びにふれあい号運行費創設などにより増となったものの、前年度、大松沢地区への農業法人の立地に伴う水道管支管設置工事補助、企業立地促進特別奨励金の交付終了及び高崎団地土地売り払いに伴う公共施設整備基金積み立ての減などにより減額となったものでございます。

第2項徴税費7839万3000円です。職員人件費並びに経常的な賦課徴収経費です。評価がえに伴う航空写真撮影業務、固定資産税鑑定評価業務などにより増となったものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費3078万8000円です。職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費などでございます。

第4項選挙費1945万6000円です。選挙管理委員会費、町議会議員・県議会議員・参議院議員選挙経費でございます。

第5項統計調査費220万1000円です。経済センサス基礎調査、農林業センサス経費などでございます。

第6項監査委員費147万4000円です。監査委員の報酬、費用弁償、研修旅費などでございます。

第3款民生費10億8143万3000円で、前年比4227万3000円、率にして4.1%の増となっております。

うち、第1項社会福祉費6億7947万3000円で、前年比517万5000円の増です。職員人件費、各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金などを計上しております。医療の高度化及び受給者の高齢化による単身上昇などによる心身障害者医療費助成の増などにより増額となったものでございます。

第2項児童福祉費4億196万円です。前年比3709万8000円の増でございます。保育所、児童館の運営経費、医療費助成等でございます。認定こども園開園に伴う施設改修工事、保育園入所者の増に伴う保育事業委託費の増及び放課後等デイサービス利用者の増などにより、増額となったものでございます。

第4款衛生費4億1791万7000円。前年比6610万1000円の増で、率にして18.8%の増でございます。

うち、第1項保健衛生費1億5902万3000円。前年比840万1000円の増で

す。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、保健センター管理費などでございます。農林業系汚染廃棄物収集運搬業務について増となったことにより、増となっております。

第2項病院費7772万5000円で、前年比650万2000円の増です。公立黒川病院補助並びに出資金でございます。

第3項清掃費1億8116万9000円で、前年対比5119万8000円の増です。ごみ処理、し尿処理の黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務などでございます。旧ごみ焼却施設解体、ペットボトルリサイクル施設建設に関する黒川行政負担金の影響で増額となっております。

次ページをお願いします。

第5款農林水産業費2億9837万2000円で、前年比2185万円、率にして7.9%の増でございます。

うち、第1項農業費につきましては2億9673万4000円で、前年比2265万3000円の増でございます。職員人件費、農業委員会運営費、各種団体への補助金、開発センター・縁の郷指定管理委託料、農集排特別会計繰出金及び排水機場の補修並びに機能保全、前川地区圃場整備に伴う地形図作成及び県営事業行井堂堰応急対策工事分担金などについて計上しております。

第2項林業費163万8000円です。前年比80万3000円の減額でございまして、松くい虫被害木の伐倒業務、黒川森林組合出資金などでございます。

第6款商工費第1項商工費3513万9000円で、前年比695万6000円、率にして24.7%の増となっております。職員人件費、くろかわ商工会補助、割増商品券発行事業補助、小規模事業経営改善資金利子補給、くろかわ創業支援事業補助金、消費生活相談経費、国際交流事業補助などでございます。

第7款土木費6億8439万5000円。前年比2億5617万円、率にして27.2%の減です。

内訳としまして、第1項土木管理費は3816万6000円で、前年比450万5000円の増です。職員人件費など管理経費の計上でございます。

第2項道路橋梁費1億6439万9000円で、前年比2億510万円の減でございます。道路台帳作成、除草、敷き砂利業務、緊急維持工事費などを計上したほか、町道土橋明ヶ沢線改良工事、東北電力・N T T柱移転補償費、町道李崎横名線側溝整備工事、生活道鶴野線、畑ノ中前畑線道路改良工事、東北電力・N T T柱移転補償費並びに不動前橋、沢田橋橋梁修繕工事などを計上してございます。

第3項河川費869万7000円。前年比74万8000円の増でございます、粕川地区堤防除草作業業務が主なものでございます。

第4項住宅費2億7000万7000円です。町営住宅の維持管理費経費、高崎団地13棟の町営住宅建設工事などでございます。

第5項都市計画費2億312万6000円で、616万5000円の増でございます。公園管理費、下水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計への繰出金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として住宅リフォーム助成金、定住促進事業補助金、移住支援事業補助金、地域おこし協力隊に関する経費を計上してございます。

第8款消防費第1項消防費1億8731万3000円で、前年比842万3000円、率にして4.7%の増でございます。消防団員の報酬、費用弁償及び黒川行政への消防費負担金などです。平成31年度事業としまして、小型ポンプ付き積載車1台、消防団員用レインスーツの購入などにより、増額計上しております。

第9款教育費6億549万5000円、前年比3586万2000円、率にして6.3%の増となっております。

うち、第1項教育総務費8733万1000円。前年比599万5000円の増でございます。教育委員並びに職員人件費、奨学資金貸し付け、外国語指導助手経費などが主なものでございます。来年度、合併65周年記念事業としまして小学5、6年生並びに中学生のミュージカルを鑑賞する事業などによりまして、増額となったものでございます。

第2項小学校費8554万2000円です。前年比1379万1000円の増でして、教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、施設管理費などでございます。小学校長寿命化策定業務、プールサイドシート張りかえ業務の増などにより増額となったものでございます。

第3項中学校費4106万3000円。前年比448万6000円の増でございます、内容は小学校費と同様でございます。

第4項幼稚園費1億3601万8000円。前年比1554万4000円の増でございます、職員人件費が主なものでございまして、平成32年度より認定こども園に移行するため、1年間共同保育を実施する経費の助成並びに認定こども園開設に伴う改修工事の増などにより増額となったものでございます。

第5項社会教育費9152万1000円。前年比206万7000円の減となっております。人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、施設維持管理経費などでございます。平成31年度新規事業としまして、海洋センターフ

ェンス撤去工事、フラップ大郷21非常用自家発電装置改修工事を計上しております。

第6項保健体育費1億6402万円です。前年比188万7000円の減で、職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食費無償化事業、秋祭り事業費などでございます。合併65周年記念事業としまして特別巡回ラジオ体操、みんなの体操会経費をこちらに計上してございます。

次ページをお開きいただきます。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費8000円でございます。東日本大震災復興基金等の利子積み立てでございます。

第2項公共土木施設災害復旧費1000円、第3項農林水産施設災害復旧費1000円。これにつきましては科目計上でございます。

第11款公債費第1項公債費3億9262万2000円で、前年比2347万円の減となっております。通常債に係る元金返済が3億5444万1000円で、災害援護資金貸付金償還元金が922万6000円でございます。利子分につきましては2895万5000円となっております。

最後に、第12款予備費第1項予備費1000万円で、前年同額の計上となっております。

歳出合計45億9800万円でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。第2表債務負担行為について説明をいたします。

債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、複数年度の事業について限度額の議決を求めるものでございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、議場音響設備等賃貸借。期間は平成31年度から平成36年度までで、限度額1511万4000円。議場音響施設の老朽化に伴い更新するもので、あわせて委員会室録音用機材の変更並びにウェブ配信を行うもので、5年間の契約とするものでございます。

2、戸籍電算システム保守業務。期間は平成31年度から平成36年度までで、限度額は1459万5000円です。戸籍電算システムの機器更新により5年間の契約とするものでございます。

3、戸籍電算システム賃貸借。期間は平成31年度から平成36年度までで、限度額2759万円です。戸籍電算システム機器の更新により5年間の契約とするものでございます。

4、戸籍総合システムソフトウェア使用料。期間は平成31年度から平成36年度まで、限度額957万円です。戸籍電算システムの機器の更新に

より5年間の契約とするものでございます。

5、住民基本台帳ネットワークシステム機器保守業務。期間は平成31年度から平成35年度までで、限度額232万4000円です。住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新により、5年間の契約とするものでございます。

6、住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借。期間は平成31年度から平成35年度までで、限度額781万6000円です。住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新により、5年間の契約とするものでございます。

7、大郷町障害者福祉計画策定業務。期間は平成31年度から平成32年度までで、限度額539万円です。新たに障害者福祉計画作成するに当たり、2年間の契約とするものでございます。

8、小規模事業者経営改善資金利子補給。期間は平成31年度から平成34年度までで、限度額170万5000円です。資金融資の利用者に対し、1%の利子補給を3年間にわたり実施するものでございます。

9、大郷町都市計画マスタープラン策定業務。期間は平成31年度から平成32年度まで、限度額909万7000円です。現在の都市計画マスタープランの目標年次が平成32年としており、新たに都市計画マスタープランを策定するに当たり、2年間の契約とするものでございます。

10、大郷町奨学資金貸与（平成31年度貸付分）。期間は平成31年度から平成34年度までで、限度額1152万円です。平成31年度貸付者に係るものでございます。

11、大郷町学校給食調理業務等委託。期間は平成31年度から平成36年度までで、限度額1億1949万2000円です。現契約が平成31年7月末までとなっており、新たに5年間の契約とするものでございます。

次ページをごらんいただきます。

第3表 地方債について説明をいたします。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明をいたします。

1、臨時財政対策債。平成31年度地方財政対策に基づく発行見込み額によるものでございまして、限度額は1億1600万円です。起債の方法は証書借入。利率5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、

据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしてございます。

臨時財政対策債につきましては、後年度100%交付税措置されるものがございます。

2、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業。内容としましては、町道改良工事及び橋梁修繕工事に係るものとしてございまして、限度額は3580万円。起債の方法、利率、償還方法は前記と同じでございます。

本事業に関する充当率は、国庫補助の補助裏部分に対して90%。充当率のうち財源対策部分である40%に対し50%の交付税措置が講じられるものとしてございます。

3、公営住宅建設等事業。高崎団地の町営住宅建設工事等に係るものとしてございます。今年度は13戸建設予定でございます。限度額は1億3040万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は、前記と同様でございます。本事業に関する充当率は、国庫補助裏分の50%に対して100%充当となっております。

4、農山漁村地域整備交付金事業。前川地区圃場整備の地形図作成に係るものとしてございます。限度額は1870万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、前記と同じでございます。本事業に関する充当率は、補助裏の50%に対して90%が充当可能でございます。充当率のうち財源対策部分にある40%部分に対し、50%の交付税措置が講じられるものとしてございます。

5、水利施設整備事業。基幹水利ストックマネジメント事業による不來内排水機場機能保全事業の県営事業負担金に係るもので、平成31年度総事業費に対する本町負担分に関する起債でございます。限度額につきましては940万円です。起債の方法、利率、償還方法は前記と同様となっております。本事業に関する充当率は75%となっております。

地方債合計3億1030万円でございます。

以上で、議案第19号についての提案理由の説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第19号の説明を終わります。

次に、議案第20号及び議案第22号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 議案第20号及び議案第22号の提案理由を御説明申し上げます。

まず初めに、平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算について御

説明申し上げます。

予算に関する説明書104ページをお開き願います。

議案第20号 平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5411万5000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。総額は8億5411万5000円で、平成30年度当初予算と比較すると、7126万8000円の増となりました。被保険者の高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費の増加が見込まれるための増額でございます。

105ページをお開き願います。

それでは、第1表歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億4292万9000円は、保険税収納見込み額で、前年と比較して被保険者数の減少に伴うもので382万4000円の減、率にして2.61%の減でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料の収納見込み額でございます。

第3款県支出金第1項県補助金6億2059万1000円は、保険給付費に要する費用に対する普通交付金、保険者努力支援分や、特定健康診査に係る負担金などの特別交付金の見込み額でございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入23万8000円は、財政調整基金の預金利子収入見込みでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金4196万9000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金見込みでございます。

第2項基金繰入金4732万2000円は、国保財政調整基金からの繰入金で財源調整でございます。

第6款繰越金第1項繰越金100万円は、前年度からの繰越見込み額でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料2000円は、保険税の延滞見込みによる科目計上でございます。

第2項雑入1万4000円は、交通事故等第三者行為に係る納付金の見込み額でございます。

以上、歳入合計8億5411万5000円でございます。

次ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費第1項総務管理費409万5000円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金等の経費並びに各種システム保守に要する経費でございます。

第2項徴税费208万1000円は、保険税の賦課徴収経費及び保険税完納報奨金の計上でございます。

第3項運営協議会費25万円は、国保運営協議会経費の計上でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費5億2155万8000円は、一般及び退職被保険者に係る療養給付費、療養費及び診療報酬審査手数料の計上でございます。

第2項高額療養費7501万円は、一般及び退職被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

第3項移送費2万円は、前年度同額の計上でございます。

第4項出産育児諸費294万2000円は、7件の出産育児一時金の計上でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件の葬祭費の計上でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分1億6195万8000円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費、高額療養費等の県に対する納付金の計上でございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分5470万8000円は、一般及び退職被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に対する県への納付金の計上でございます。

第3項介護納付金1484万2000円は、被保険者に係る介護納付金に対する県への納付金の計上でございます。

第4款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1000円は、退職者医療情報提供に対する繰出金の計上でございます。

次ページをお開き願います。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1054万8000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に係る経費の計上でございます。

第2項保健事業費306万2000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民検診に対する助成などの疾病予防対策事業に要する経費の計上でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金23万8000円は、財政調整基金に係る利子積立分の計上でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金105万1000円は、一般及び退職被保険者の過年度分の保険税還付金の計上でございます。

第2項繰出金1000円は、一般会計への繰出金で科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は100万円の計上でございます。

以上、歳出合計8億5411万5000円の支出額でございます。

以上が、議案第20号の提案理由の内容でございます。

次に、議案第22号の提案理由を申し上げます。

141ページをお開き願います。

議案第22号 平成31年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8264万6000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

総額は8264万6000円で、平成30年度当初予算と比較すると171万2000円

の減でございます。元被扶養者を対象とした保険料の軽減措置が廃止となったことによる一般会計からの繰出金の減額によるものでございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

保険料につきましては、年金生活者支援給付金の支給等により、保険料軽減割合の上乗せ部分の廃止に伴い、471万3000円の増となっておりますが、保険基盤安定繰入金の減額のため、総額では2.03%の減となっております。

それでは、142ページ、第1表 歳入歳出予算にて御説明申し上げます。まず、歳入について御説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料6056万7000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入見込み額でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万円は、保険料の督促手数料の見込みでございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2195万6000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰入見込み額でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1000円は、前年度繰越金で科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1000円は、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の収入見込み額でございます。

第3項雑入1000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計8264万6000円でございます。

次に、143ページの歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費第1項総務管理費68万4000円は、保険証発送などの一般事務に対する経費の計上でございます。

第2項徴収費1万5000円は、徴収事務に要する経費の計上でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金8173万6000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の計上でございます。

第2項繰出金1000円は、一般会計への繰出で科目計上でございます。

第4款予備費1項予備費10万円の計上でございます。

以上、歳出8264万6000円でございます。

以上が議案第22号の提案理由の内容でございます。

議案第20号、議案第22号のそれぞれの事項別明細をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第20号及び議案第22号の説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時00分 休 憩

午 前 11時10分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第21号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、議案第21号につきまして御説明申し上げます。ページは121ページでございます。

議案第21号 平成31年度大郷町介護保険特別会計予算。

平成31年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5775万5000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、概要でございます。

平成31年度の予算の設計に当たりましては、第7期介護保険事業計画により編成をいたしました平成30年度予算の執行実績を勘案して積算を行ったものでございます。予算の総額は10億5700万円ほど、前年対比で690万円ほどの増となっております。

保険給付費につきましては、前年比で約1000万円の実績の伸びを見込みまして、約9億9500万円としたところでございますが、対しまして保険料収入も伸びが見込まれますことから、基金繰入額は計画の範囲内におさまっております、安定的な財政運営が行われるものと見込んでございます。

それでは、122ページの第1表によりまして、款項ごとに主な内容を御説明申し上げたいと思います。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料2億1845万円です。第1号被保険者に係る保険料収入となっております、被保険者数につきましては、特別徴収の方が2,702名、普通徴収245名で積算をしております。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料1万5000円です。督促手数料となります。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金2億7336万5000円です。第2号被保険者及び介護予防日常生活支援総合事業に係る支払基金からの交付金を計上したものでございます。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金1億7174万円。介護給付費の国庫負担金でございます。

第2項国庫補助金は7916万8000円。調整交付金等になります。

続きまして、第5款県支出金第1項県負担金1億5182万8000円。介護給付費負担金の県負担分でございます。

第2項県補助金730万円につきましては、地域支援事業に係る補助金の県負担分となっております。

第6款財産収入第1項財産運用収入7万7000円。介護給付費準備基金の利子の計上でございます。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金1億4781万1000円。介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰り入れをしたもので

ございます。12.5%分の繰り入れでございます。

次に、第2項基金繰入金799万7000円。介護給付費準備基金の繰入金でございます。保険料水準の維持のため、前年度に引き続き繰り入れを行うものでございます。

次に、第8款繰越金第1項繰越金1000円。これは科目設定のみとなっております。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1000円。これも科目設定のみの計上でございます。

同じく第2項雑入2000円、これにつきましても同様でございます。

以上、歳入合計が10億5775万5000円でございます。

次に、歳出になります。

第1款総務費第1項総務管理費571万8000円でございます。電算システムほかの一般事務経費となりまして、前年度実施の介護保険システムの改修によりまして、前年比で330万円の減となったところでございます。

第2項徴収費22万3000円。徴収事務経費の計上でございます。

第3項介護認定審査会費859万2000円。調査員の賃金のほか、介護認定審査会に係る黒行負担金等を計上したものでございます。

第4項運営協議会費29万円。これは委員報酬等でございます。

次に、第2款保険給付費です。第1項介護サービス等諸費8億7972万9000円。居宅介護サービスほかの介護サービス給付費でございます。入所者の増に伴いまして、前年比で1000万円ほどの増となっております。

第2項介護予防サービス等諸費2409万3000円。こちらは、予防サービスに関する給付費でございます。

第3項高額介護サービス費2209万1000円及び第4項高額医療合算介護サービス等費294万6000円。実績からの計上でございます。

第5項特定入所者介護サービス等費6673万7000円。こちらも同様でございます。

次に、第3款です。地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費759万7000円。介護予防訪問介護サービス等に要する費用の計上でございます。

第2項一般介護予防事業費938万5000円。健康長寿対策事業等に関する費用の計上でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費2697万3000円。地域包括支援センターの運営経費のほか、緊急通報システム等の費用について計上した内容となっております。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金7万8000円です。介護給付費準備基金に係る利子の積立分でございます。

第5款公債費第1項公債費5万円。こちらは一時借入金の利子の計上をしたものでございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金25万2000円につきましては、保険料の還付金等でございます。

第7款繰出金第1項繰出金1000円。こちらは科目設置のみとなっております。

最後に、第8款予備費第1項予備費として300万円を、前年同額で計上してございます。

歳出も合計が10億5775万5000円になります。

続きまして、126ページをごらんいただきまして、債務負担行為の設定が1件ございますので、こちらを御説明申し上げたいと思います。

事項といたしましては、大郷町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定業務でございます。期間は平成31年度から平成32年度まで、限度額741万4000円といたしております。

この計画につきましては、老人福祉法の規定による高齢者福祉計画、それから介護保険法の規定による介護保険事業計画を一体的に作成するものでございまして、3年ごとに見直しを行っているものでございますが、2021年からの次期計画である第8期計画の策定に当たりまして、来年度早期に契約を締結し、アンケート調査に着手するなど2カ年にわたって事業を執行する必要があることなどから、債務負担行為を設定するものでございます。

説明については以上でございます。

事項別明細を御確認いただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第23号及び議案24号、議案第25号、議案第27号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第23号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

149ページをお開き願います。

議案第23号 平成31年度大郷町下水道事業特別会計予算。

平成31年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2955万9000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御報告いたします。平成31年1月末におけます処理区域内戸数は1,247戸です。人口は3,600人であり、うち水洗化は1,006戸、人口は3,054人で、水洗化率は84.8%となっております。

平成31年度の当初予算につきましては、粕川後谷地地区の宅地造成工事に伴う污水管渠布設工事の完了などによりまして、前年比1154万2000円の減額、率にして4.8%の減となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項負担金22万円は、受益者負担金の収入見込み額です。前年比18万円の減額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4648万1000円は、下水道使用料の収入見込み額です。前年度比424万9000円の増額です。

第2項手数料19万7000円は、公認業者並びに責任技術者登録手数料です。前年度比13万5000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金1500万円は、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ改築更新に係る社会資本総合整備交付金です。前年度比450万円の減額です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1億5082万5000円は、財源調整に伴う一般会計からの繰入金です。前年度比1133万1000円の減額です。

第5款繰越金第1項繰越金160万円は、前年度の繰越金の収入見込み額です。前年度と同額計上をしております。

第6款諸収入第1項雑入23万6000円は、排水設備指定工事店保証金積立金の利子並びに下水道フェアに伴う助成金です。前年度比8万5000円の増額です。

第7款町債第1項町債1500万円は、マンホールポンプ改築更新に係る下水道事業債です。前年度と同額計上してございます。

歳入合計で2億2955万9000円とするものです。

次に、次ページの歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費4947万5000円は、職員の人件費、マンホールポンプなどの施設の維持管理に伴う修繕料や点検業務、水質検査業務、料金計算業務などの委託料、吉田川流域下水道維持管理負担金などです。前年度比18万1000円の減額です。

第2項下水道建設費3315万4000円は、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ改築更新工事によるものです。粕川後谷地地区の宅地造成に伴う管渠布設工事の完了により、前年度比765万円の減額となっております。

第3項流域下水道費94万5000円は、吉田川流域下水道建設事業負担金及び公債費利子負担金などです。前年度比46万1000円の増額です。

第2款公債費第1項公債費1億4548万5000円は、下水道事業債の元利償還金です。前年度比417万2000円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上してございます。

歳出合計で2億2955万9000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1つ目の平成31年度大郷町水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を平成31年度から平成35年度まで、限度額を3万円とするものです。

事項2つ目の平成31年度大郷町水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を平成31年度から平成36年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものでございます。

次ページでございます。

第3表 地方債になります。

起債の目的でございます公共下水道事業につきまして、限度額を1500万円、起債の方法を証書借り入れとするものでございます。利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につきましては、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしてございます。

以上で、議案第23号の提案理由の御説明を終わります。

続きまして、169ページをお開き願います。

議案第24号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第24号 平成31年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算。

平成31年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5852万2000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、加入状況について御説明いたします。

平成31年1月末におけます処理区域内戸数は247戸です。人口は809人。うち水洗化戸数は191戸、人口は647人で、水洗化率は80.0%となっております。

平成31年度の当初予算につきましては、農業集落排水処理施設の長寿命化に向けた機能診断業務の実施によりまして、前年度比358万8000円の増額、率にして6.5%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算により御説明いたします。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金10万円は、受益者分担金の収入見込み額です。前年度と同額を計上してございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料641万9000円は、農業集落排水使用料の収入見込み額で、前年度比66万5000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金200万円は、農業集落排水施設長寿命化に向けた農業集落排水施設の機能診断業務に係る農山漁村地域整備交付金によるものです。

第4款県支出金第1項県負担金100万円は、県道利府松山線道路改良に伴う污水管渠移設工事に伴う負担金です。前年度比17万円の増額です。

第5款繰入金第1項他会計繰入金4750万3000円は、財源調整による一般会計からの繰入金です。前年度比75万3000円の増額です。

第6款繰越金第1項繰越金150万円は、前年度の繰越金の収入見込み額です。前年度と同額を計上してございます。

歳入合計で5852万2000円とするものです。

続きまして、次ページの歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費2591万7000円は、職員の人件費、マンホールポンプ・処理場の維持管理費、点検清掃業務、汚泥処理費、料金計算業務の委託料、事務経費等です。農業集落排水施設機能診断業務の実施により、前年度比253万8000円の増額です。

第2項農業集落排水事業建設費496万7000円は、公共污水ますの設置工事費、県道利府松山線改良工事に伴う污水管渠移設工事費、処理場の修繕工事費などです。粕川処理場の回分槽などポンプ修繕の実施により、前年度比104万9000円の増額です。

第2款公債費第1項公債費2713万8000円は、起債の元利償還金で前年度とほぼ同額の計上です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で5852万2000円とするものです。

続きまして、次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1つ目の平成31年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を平成31年度から平成35年度までとし、限度額を1万6000円とするものです。

事項2つ目の平成31年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補

償につきまして、期間を平成31年度から平成36年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものでございます。

以上で、議案第24号につきまして提案理由を御説明いたしました。

続きまして、185ページをお開き願います。

議案第25号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第25号 平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算。

平成31年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6487万7000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、設置状況等について御説明いたします。

処理区域内におけます平成31年1月末の浄化槽設置基数は579基でございます。水洗化人口は2,162人となっており、計画処理区域人口3,718人に対しまして水洗化率は58.1%となっております。

平成31年度は、合併処理浄化槽の設置基数を前年度と同数の15基を見込んでおり、予算額につきましては、浄化槽管理基数の増などによりまして、前年度比81万8000円の増額、率にして1.3%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算につきまして御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金73万円は、合併浄化槽15基分の受益者分担金の収入見込み額です。前年度と同額計上をしております。

第2款使用料及び手数料第1項使用料2069万3000円は、合併浄化槽使用料の収入見込み額です。前年度比51万6000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金490万円は、合併浄化槽15基分の設置に伴う国庫補助金です。前年度と同額の計上です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金2855万4000円は、財源調整による一般会計からの繰入金です。前年度比30万2000円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金150万円は、前年度の繰越金で、前年度と同額計上です。

第6款諸収入第1項雑入20万円は、消費税並びに地方消費税の還付金の見込み額で、前年度と同額計上をしております。

第7款町債第1項町債830万円は、浄化槽設置工事に伴う下水道事業債です。前年度と同額計上です。

歳入合計で6487万7000円とするものです。

次に、歳出でございます。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費4119万4000円は、職員の人件費、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検・法定点検委託料、排水設備設置補助金などです。浄化槽管理基数の増により前年度比19万1000円の増額でございます。

第2項合併浄化槽建設費1452万8000円は、合併浄化槽15基分の設置工事費並びに事務経費などです。前年度と同額の計上です。

第2款公債費第1項公債費865万5000円は、起債の元利償還金です。前年度比62万7000円の増額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で6487万7000円とするものです。

次ページをごらん願います。

第2表 債務負担行為でございます。

事項1つ目の平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を平成31年度から平成35年度までとし、限度額を1万6000円とするものです。

事項2つ目の平成31年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を平成31年度から平成36年度までとし、限度額を、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経

過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものでございます。

続きまして、次ページをごらん願います。

第3表 地方債でございます。

起債の目的でございます。合併処理浄化槽整備事業につきまして、限度額を830万円、起債の方法につきましては証書借入とするものでございます。利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものでございます。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、210ページをお開き願います。

議案第27号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第27号 平成31年度大郷町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成31年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数は2,647戸で、前年度比9戸の増を見込んでおります。

第2号、年間総給水量は87万8000立方メートルで、前年度比2万2000立方メートルの増を見込んでおります。

第3号、1日平均給水量は2,399立方メートルで、前年度比54立方メートルの増を見込んでおります。

第4号、主要な建設改良事業は、老朽管更新事業などございまして、大松沢地区の石綿セメント管の更新、県道利府松山線道路改良に伴う粕川地区の配水管移設工事、県道小牛田松島線道路改良に伴う山崎地区の熊野神社付近の配水管移設工事、鶉崎地区並びに吉ヶ沢地区の配水管布設工事、また、石綿セメント管更新に伴う設計業務、粕川大橋添架管更新の設計業務を予定してございまして、予算額が5906万6000円、前年比5502万7000円の減でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益を2億4125万3000円とするものです。前年度比714万円の減額、率にしまして3.0%の減でございます。

第1項営業収益2億2326万1000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道などの事務手数料などの収入を見込んでございまして、新規加入金等の増額により、前年度比783万6000円の増額です。

第2項営業外収益1799万円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利息が主なもので、前年度比69万4000円の減額です。

第3項特別利益2000円は、科目のみの計上です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億2504万7000円とするものです。前年度比472万6000円の増額、率にしまして1.9%の増でございます。

第1項営業費用2億968万3000円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や漏水調査、配水管電気設備の修繕料などの給水原水費、職員の人件費や、メーター検針業務、水道料金システム委託料などの総係費、建物・構築物等の減価償却費などで、前年度比616万1000円の減額です。

第2項営業外費用1436万2000円は、企業債の利息、消費税及び地方消費税によるもので、前年度比188万5000円の減額です。

第3項特別損失2000円は、科目のみの計上です。

第4項予備費は、100万円を計上してございます。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6512万4000円は、過年度分損益勘定留保資金6142万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額376万4000円で補填するものとする。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入を3395万8000円とするものです。前年度比5547万3000円の減額、率にしまして62.0%の減でございます。

第1項工事負担金480万5000円は、県道利府松山線道路改良に伴う粕川地区の配水管布設がえ工事によるものです。前年度比14万円の増額でございます。

第2項他会計負担金1000円は、科目のみの計上です。

第3項企業債2490万円は、大松沢地区の石綿セメント管更新事業に伴

う企業債で、前年度比810万円の減額です。

第4項国庫支出金425万円は、粕川大橋添架管更新設計並びに石綿セメント管更新設計に係る社会資本整備総合交付金です。

第5項出資金、第6項他会計補助金の1000円は、科目のみの計上です。次に、支出です。

第1款資本的支出を9908万2000円とするものです。前年度比5401万円の減額、率にしまして35.3%の減でございます。

第1項資産購入費1000円は、科目のみの計上です。

第2項建設改良費5906万6000円は、大松沢下町地区の石綿セメント管の更新工事、県道利府松山線道路改良に伴う粕川地区の配水管移設工事、県道小牛田松島線道路改良に伴う山崎地区の配水管移設工事、鶉崎地区並びに吉ヶ沢地区の配水管布設工事、石綿セメント管更新の設計業務並びに粕川大橋添架管更新の設計業務によるものです。前年度比5502万7000円の減額でございます。

第3項企業債償還金4001万5000円は、石綿セメント管更新事業などに伴う企業債の元金償還金で、前年度比130万2000円の増額です。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的でございます。水道管路近代化推進事業費につきまして、限度額を2940万円、起債の方法を証書借入とするものです。利率につきましては5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法につきましては、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借りかえすることができるものもございます。

次ページでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれら経費の各項間の流用とする。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費を1243万6000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第27号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第27号につきまして、それぞれ予算事項別明細書などをごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

議長 (石川良彦君) 以上で、議案第23号及び議案第24号、議案第25号、議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第26号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 (伊藤義継君) それでは、議案第26号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計予算説明書の204ページをごらん願ひします。

議案第26号 平成31年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

平成31年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1438万5000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

本会計につきましては、恵の丘分譲に係ります販売関連費用、維持管理費用、造成事業費用として借り入れました町債の償還金について計上した予算内容となっているものでございます。

205ページをごらん願ひします。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金364万9000円で

す。事務費及び公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金1000円で、科目計上となります。

第3款財産収入第1項財産売払収入1073万5000円です。恵の丘4区画分の販売収入となります。

歳入合計は1438万5000円となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費1110万6000円です。分譲地に係ります販売宣伝経費、維持管理経費及び売払収入分の一般会計繰出金となります。

第2款公債費第1項公債費317万9000円です。造成事業費として借り入れました町債の利子償還金及び平成31年度から始まります元金償還金となります。

第3款予備費第1項予備費10万円です。

歳出合計は1438万5000円となります。

以上、歳入歳出予算は1438万5000円となり、前年度当初予算との対比では、恵の丘の分譲が進んだことなどから、9776万4000円の減額となりました。

議案第26号 宅地分譲事業特別会計予算についての説明は以上となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第26号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

まず、議案第19号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第19号の総括質疑を終わります。

次に、議案第20号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第20号の総括質疑を終わります。

次に、議案第21号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第21号の総括質疑を終わります。

次に、議案第22号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第22号の総括質疑を終わります。

次に、議案第23号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第23号の総括質疑を終わります。

次に、議案第24号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第24号の総括質疑を終わります。

次に、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第25号の総括質疑を終わります。

次に、議案第26号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑を終わります。

次に、議案第27号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号から議案第27号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第27号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。議員各位には、控室にお集まりいただきたいと思ひます。

午 後 1 時 1 8 分 休 憩

午 後 1 時 2 3 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に和賀直義議員、副委員長に若生 寛議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月19日までの期間、本会議を休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月19日までの期間、本会議を休会とすることに決定しました。

来る3月20日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 2 4 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員